

高知労働局

改正労働施策 総合推進法等説明会

定員
160名事前
予約制参加費
無料2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
また、『同一労働同一賃金ガイドライン』が改正されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

会 場 ・ 日 時

高知会場	10/26 月 14:00～ (受付開始 13:30) ※申込〆切:10月19日(定員に達し次第〆切)	ちよテラホール (高知市知寄町2-1-37)	定員100名
安芸会場	10/27 火 14:00～ (受付開始 13:30) ※申込〆切:10月20日(定員に達し次第〆切)	ハローワーク安芸 2F会議室 (安芸市矢ノ丸4-4-4)	定員30名
四万十会場	10/28 水 13:00～ (受付開始 12:30) ※申込〆切:10月21日(定員に達し次第〆切)	ハローワーク四万十 4F会議室 (四万十市右山五月町3-12)	定員30名

※事前申込みが必要です。下記にてお申込みください。

プログラム

- カスタマーハラスメント対策について
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」に関するルール改正について
- その他

※説明会の時間は概ね2時間を予定しています。

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#kouchi

※定員の都合上、各企業1名でのご参加をお願いいたします。

※申込〆切:説明会開催の7日前とさせていただきます。



「あかるい職場応援団」HP



説明会に関する
お問い合わせはこちら

高知労働局雇用環境・均等室

088-885-6041 (受付時間 平日8:30～17:15)